

「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」における既存化学物質の確認を簡易にするための情報基盤の整備について

平成25年3月26日

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室  
独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター情報業務課

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）における既存化学物質と化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）における既存化学物質について、これまで別々のデータベースで情報を提供していました。

このたび、安衛法に基づいて公表された化学物質の情報を、製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム（CHRIP）に掲載することで、一つのデータベースで安衛法及び化審法における既存化学物質の確認を行えるようになりましたので、お知らせします。

なお、「既存化学物質の確認の簡易化」は、平成24年4月3日に閣議決定された「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針に掲載されていた項目です。

#### 参考

- ・ 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム（CHRIP）

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

※ 本作業により「CHRIP」に掲載した情報は、平成24年3月30日までに安衛法に基づいて公表された化学物質の情報です。これ以降に安衛法に基づいて公表された化学物質（平成24年6月27日公示分、同年9月27日公示分、同年12月27日公示分）及び今後安衛法に基づいて公表される化学物質については順次掲載する予定ですが、最新情報の確認は、「職場のあんぜんサイト」をご利用下さい。

※ 「CHRIP」の検索結果ページから「職場のあんぜんサイト」の当該物質へリンクを張っていません。構造式等の詳細情報については、「職場のあんぜんサイト」をご覧ください。

- ・ 厚生労働省 職場のあんぜんサイト 安衛法名称公表化学物質等

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/KAG\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/KAG_FND.aspx)

※ 「職場のあんぜんサイト」において、従来と同様の方法による確認も可能です。

※ 今後も従来と同様に安衛法に基づいて公表された化学物質の情報を「職場のあんぜんサイト」に掲載する予定です。

【問合せ先】

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室

TEL: 03-5253-1111 内線5512

FAX: 03-3502-1598

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室

TEL: 03-3501-0080 (直通)

FAX: 03-3580-6347

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター情報業務課

TEL: 03-3481-1999 (直通)

FAX: 03-3481-2900